

◎新潟県告示第260号

新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）第4条の規定により、新潟県知事印のうち漁船法（昭和25年法律第178号）並びに小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）及び小型船舶の船籍及び積量の測度に関する省令（昭和28年運輸省令第46号）に基づく登録、船籍及び許可関係文書に使用する専用公印（昭和53年4月新潟県告示第668号）は、平成25年3月31日限りで廃止する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦